

## 平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会 議事録

■日時 平成27年9月24日（木）午前10時01分～午後0時00分

■場所 都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

### ■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、池本委員、黒田委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、野部委員、藤倉委員、森川委員、義江委員

### ■議事内容

#### 1 答申

##### (1) 「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、日影、風環境及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

##### (2) 「(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び騒音・振動に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

#### 2 諮問

「(仮称)八王子高尾商業施設計画」環境影響評価書案

⇒ 会長の指名により、第一部会へ付託。

#### 3 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

## 受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価書案	・(仮称)八王子高尾商業施設計画	平成27年7月29日
2 環境影響評価書	・東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)	平成27年7月31日
3 事後調査報告書	・東雲地区開発事業(工事の完了後)	平成27年7月30日
	・豊田南土地区画整理事業(工事の施行中その3)	平成27年8月1日
	・第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業(工事の施行中その1)	平成27年7月30日
	・(仮称)IKEA立川建設事業(工事の完了後)	平成27年7月30日
	・京王電鉄京王線(柴崎駅～西調布駅間)及び同相模原線(調布駅～京王多摩川駅間)連続立体交差事業(工事の施行中その10)	平成27年9月11日
	・(仮称)環二再開発(Ⅲ街区:虎ノ門街区)建設事業(工事の施行中その4)	平成27年9月11日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会

速 記 録

平成27年9月24日（木）

都庁第二本庁舎10階 213・214会議室

(午前10時01分開会)

○佐藤アセスメント担当課長 まだお見えになっていない先生がいらっしゃいますが、定刻となりましたので、ただいまから始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただき、ありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち、14名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、平成27年度第5回総会の開催をお願いいたします。

○片谷審議会会長 会議に入ります前に、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、いつものとおりですが、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度としたいと思ひます。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

なお、傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で、途中で退室されても結構でございますので、よろしくお願ひいたします。

では、ただいまから平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会を開催いたします。

本日の会議でございますけれども、お手元の次第にありますように、まず答申2件の審議を行います。その後、諮問1件を受け、さらに受理報告を受けるという手順で進めてまいります。

では、早速1件目の審議に入ります。1件目は、「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。この案件につきましては、第二部会で審議をしていただきました。

本日は平手部会長が御欠席ですので、その審議の結果につきまして、坂本第二部会長代理から報告を受けることにさせていただきます。

では、御報告をよろしくお願ひいたします。

○坂本第二部会長代理 それでは、資料1をご覧ください。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。本日の資料の1ペー

ジ、資料1でございます。

平成27年9月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平 手 小太郎

「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

2ページが別紙でございます。

「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成27年2月26日に「（仮称）晴海五丁目西地区開発計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページに記載がございます。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

##### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値以下であるとしているが、その値は環境基準値と同値であることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

##### 【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行に伴う大気質濃度及び道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、工事用車両の走行ルート沿道には、教育施設や福祉施設等が

あることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

#### 【日影】

等時間日影図によれば、計画建築物の建設に伴い、冬至日において隣接する学校予定地の一部に最大6時間の日影が及ぶと予測していることから、日影の調査地点を追加し、天空写真により当該学校予定地の日影時間を把握するとともに、学校設置者に情報提供を行うなど、できる限り日影の影響に配慮するよう努めること。

#### 【風環境】

環境保全のための措置において、予測に用いた防風植栽以外にも中高木を植栽し、防風効果を高める計画としていることから、これを確実に行うなど、風環境の改善に努めること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

#### 【景観】

建物の詳細なデザインや色彩等が明らかにされておらず、地域住民による景観への影響の懸念も示されていることから、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、地域住民等の意見を反映するよう努めること。

以上でございます。

○坂本第二部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。本評価書案は、平成27年2月26日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から12件の意見書の提出がございました。また、関係区長である中央区長及び江東区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、3名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層

理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。本事業は中央区晴海五丁目地内に位置する約18haの事業区域において、住宅棟（板状）22棟、住宅棟（超高層タワー）2棟、商業棟1棟を建設するもので、対象事業の種類は「住宅団地の新設」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果が環境基準値と同値であることから、更なる環境保全の措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めることを求めるものであります。

次に、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見ですが、工事用車両の走行に伴う大気質濃度及び道路交通騒音について、走行ルート沿道には教育施設や福祉施設等があることから、更なる環境保全の措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めることを求めるものであります。

次に、【日影】の意見ですが、等時間日影図によれば、冬至日において隣接する学校予定地の一部に最大6時間の日影が及ぶことから、天空写真により学校予定地の日影時間を把握するとともに、学校設置者へ情報提供を行うなど、できる限り日影の影響に配慮するように努めることを求めるものであります。

次に、【風環境】の意見ですが、予測に用いた防風植栽以外にも中高木を植栽し、防風効果を高める計画としていることから、これを確実に行うなど風環境の改善に努め、また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じることを求めるものであります。

最後に、【景観】の意見ですが、建物の詳細なデザインや色彩等が明らかにされておらず、地域住民による景観への影響の懸念も示されていることから、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、地域住民等の意見を反映するように努めることを求めるものであります。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告していただきました内容につきまして、委員の皆様から御質問や御意見を承りたいと存じます。いかがでしょうか。

若干、私から補足をさせていただきますが、景観について、これはいろいろな案件でしば

しば起こることですけれども、さすがに建物の色彩等がこの評価書案の段階で確定しているということは余りなくて、これから決めるというのが割と一般的な進め方だと思いますが、この案件もそれに当てはまりまして、一方、地域の住民の方からの御意見の中には、景観に関する御意見がかなり多数あったということで、たまたま景観は平手部会長の御担当項目ですけれども、地域住民の意見を反映させるという、今後の検討の中でそういうことを十分検討してほしいという意見が出たということで、これはなかなか評価書案で色まで決めなさいというのは無理な要求だと思いますので、これが最大限の意見であろうと私も考えております。

あと、ここに記載がございませんけれども、部会の中で触れられた話の中に、この地域でほかにもさまざまな建設計画がありまして、物によっては工事用車両の通行する期間が重なるような状況があり得るということで、もちろんほかの事業の影響まで事業者と一緒に予測評価しなさいということとは言えないわけですけれども、今日の資料には記載されておませんが、少なくともそういう工事用車両の集中等に対する配慮はしていただくように、事務局から事業者に指示をしていただくということも議論の中で出たということは、特に第一部会所属の委員の皆様にも御理解いただきたいと思います。

私からの補足は以上ですが、委員の皆様から。小堀委員、お願いいたします。

○小堀委員 私は第一部会のほうでどういう審議をなされたか分からないのですが、これも今後の検討事項かと思いますが、風環境のところに基づいた防風の植栽以外にも中高木を植栽し防風効果を高める計画ということになってはいますが、これは必要なことだと思うのですが、現在は異常気象で突風が吹いたりというので、むしろ高木が倒れる被害というので、例えば街路樹によく使われているプラタナスなどは突風が吹くと根ごとひっくり返ってしまうということがありますので、従来よく植えられているからいいというような視点ではなくて、防風だけでなく、風により高木が倒れることによる人や建物への被害というような視点も含めた植栽を考えていただくのがいいかなと思いました。

○片谷審議会会長 今の件、事務局から何かありますか。

○宇山アセスメント担当課長 今回の案件では、一応評価書案のほうの205ページに、防風植栽の転倒防止を図るために地下式支柱や地上支柱等を用いて強度を維持するという記載はあるのですが、先生がおっしゃられたように、多分今まで想定していたよりもっと強い風が今吹いていると思うので、その点は特に注意するようということ、この評価書案に書いてある以上に気をつけていただきたいということで伝えさせていただきたいと思います。



ありがとうございました。

○片谷審議会会長 ほかにいかがでしょうか。

特に御発言がないようでございますが、特段ほかに御質問や御意見がなければ、報告していただいた内容でお認めいただけたものとさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 では、特に御異論がありませんので、報告を受けたとおりで答申とさせていただきますことにいたします。

では、答申書の「かがみ」を事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を事務局で読み上げていただけますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第16号

平成27年9月24日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」環境影響評価書案について(答申)

平成27年2月26日付26環都環第600号(諮問第438号)で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げさせていただきましたとおりでございます。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございました。

では、ただいま朗読していただいたとおりで、知事に答申させていただきます。

では、2番目の案件の審議に移ります。2番目は、「(仮称)虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議でございます。この案件につきましても、第二部会に審議をお願いいたしました。その結果につきまして、坂本第二部会長代理から報

告をしていただくことにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本第二部会長代理 それでは、資料2をご覧ください。

初めに部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の5ページ、資料2をご覧ください。

平成27年9月24日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 平 手 小太郎

「（仮称）虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は6ページでございます。

「（仮称）虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

#### 第1 審議経過

本審議会では、平成27年2月26日に「（仮称）虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はお隣の7ページでございます。

#### 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

#### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度着地地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

## 【騒音・振動】

建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測結果は勧告基準値を下回るとしているが、最大値が出現すると予測される計画地南西敷地境界には福祉施設が近接していることから、建設機械の配置を詳細に検討するなど、環境保全のための措置を徹底すること。以上でございます。

○坂本第二部会長代理 どうもありがとうございました。

それでは、審議の経過について、御報告いたします。

本評価書案は、平成27年2月26日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読していただきましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から1件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である港区長、千代田区長及び中央区長から意見が提出されております。

これらの意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

なお、都民の意見を聴く会につきましては、都民からの公述の申し出がなかったため、開催されませんでした。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、港区虎ノ門一丁目地内に位置する約1.5haの計画地において、事務所、店舗及び教会等を含む高層建築物等を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大濃度着地地点では、寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものであります。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動の予測結

果は、勧告基準を下回るとしているが、最大値が出現すると予測される計画地敷地境界には、福祉施設が近接していることから、環境保全のための措置を徹底するように求めるものであります。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま御報告いただきました内容につきまして、委員の皆様から御意見や御質問を承りたいと存じます。いかがでしょうか。

これも若干私から補足をさせていただきますが、こういう都内のビルを再開発で高層化するという事業は頻繁に発生しているわけですが、どの案件でも当然ながら工事中の建設機械による環境負荷というのはゼロには絶対にできないわけで、特に大気では一般には環境基準を超過してしまうという状況がありますので、それをいかにして減らせるかというところが鍵になるということで、どういう案件でもほとんど同じ意見ですが、それをまた今回も意見として指摘しているということでございます。

騒音・振動についても同様の傾向がございまして、これはビルが林立する市街地の中ですが、結構商店を兼ねた住宅があったり、福祉施設があったりということがありますので、騒音・振動の影響が懸念される保全対象施設、もしくは住宅があるということで、こういう意見を出しているということでございますので、第一部会の御所属の委員の皆様にもそのあたりを御承知おきいただきたいということでございます。

いかがでしょうか。何か御意見や御質問があれば承ります。

ちょっと別件といいますか、別の観点で、これは川道課長に教えていただきたいのですが、このビルの下はバスターミナルの計画になっていて、オリンピックのときにはそのバスターミナルが選手村との間の輸送に使われるのですか。それとも、これではなくて別のバスターミナルなのでしょう。

○川道オリンピック・パラリンピックアセスメント担当課長 オリンピック・パラリンピック担当の川道でございます。

まだ、オリンピックの専用の輸送計画自体が私の手元に来ていませんので、詳しくは分かりませんが、基本的には虎ノ門ヒルズがIOCのホテルを兼ねることなので、いわゆるIOCの司令塔になるという施設になりまして、そこから環二が完成した暁には、選手村との間がいわゆるホットラインになりますので、その間につきましては何かしら虎ノ門ヒルズの足元のターミナル機能というのは使うことになると思います。

ただ、今回の再開発に絡むターミナルを使うのか、虎ノ門ヒルズの既存の開発されたところを使うのか、関係車両の台数をどのくらい確保するのかというのは分からないのですけれども、IOC関係者のための車両というのは、いわゆる選手村のようなバスが乗りつけるようなものでは多分なくて、タクシーであったり、専用車であったりというものが中心になるので、それほどたくさんの台数を確保する必要はないのかなと思いますので、分からないのですけれども、もしかしたらもう既存の虎ノ門ヒルズだけで容量としては足りているのかもしれないです。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。現時点で計画がまだ全然固まっていない状況でしょうから、この案件のアセスに反映させる話でないことはもちろん言うまでもないことですが、これはむしろオリンピックのアセスのほうで検討していただくことになろうかと思いますが、附帯情報としてここで発言させていただきました。

ほかはいかがでしょうか。では、特に新たな御発言がないようでございますので、ただいま報告していただきました内容をもちまして、当審議会の答申としたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。では、特に御異論がございませんので、報告のとおり答申するというようにさせていただきます。

では、事務局から答申書のかがみの配付をお願いいたします。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、事務局から答申書を読み上げてください。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第17号

平成27年9月24日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「（仮称）虎ノ門一丁目地区市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成27年2月26日付26環都環第601号（諮問第440号）で諮問のあったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきましては、先ほど読み上げましたとおりでございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、朗読していただきましたとおり、知事に答申することにさせていただきます。

続きまして、諮問でございます。諮問案件につきまして、事務局から提案をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 本日の資料の8ページ、資料3が諮問文でございます。

では、こちらを朗読させていただきます。

27環総政第511号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第50条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

平成27年9月24日

東京都知事 舩添 要一

記

諮問第450号 「（仮称）八王子高尾商業施設計画」環境影響評価書案  
以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

この案件、「（仮称）八王子高尾商業施設計画」の環境影響評価書案につきましては、第一部会に付託させていただきます。第一部会の委員の皆様は審議をよろしく願います。

では、諮問案件の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 お手元にあります濃い水色の冊子、こちらが「（仮称）八王

子高尾商業施設計画」環境影響評価書案でございます。

評価書案の1ページをご覧ください。

事業者の名称ですが、大和ハウス工業株式会社。

事業の種類ですけれども、自動車駐車場の設置でございます。

表3-1「対象事業内容の概略」をご覧ください。

所在地ですが、八王子市東浅川町550-1外でございます。

計画建築物の概要ですが、地上3階、その屋上部に塔屋が1階でございます。

計画敷地面積ですが、約6万3,700㎡。

建築面積は、約2万9,200㎡。

店舗面積ですが、約2万6,100㎡。

延床面積は、約8万㎡でございます。

駐車場の台数ですが、約1,900台を予定してございます。

工事予定期間ですが、平成28年、来年の春から29年の春まで、約15ヶ月間の工期を予定してございます。

供用予定年月日、オープンですが、平成29年の春を予定してございます。

11ページ、図6.2-2をご覧ください。計画地の位置図でございます。計画地ですか、高尾駅から東へ約300mのところ position してございます。

計画地の北側に市道浅川24号線、東側に市道浅川18号線、南側に八王子幹線1級9号線（万葉けやき通り）、それと西側に都道47号八王子町田線（町田街道）が走ってございます。また、北側にあります中央線を挟みまして北側に一般国道20号が東西に走ってございます。

計画地の周辺の状況ですが、東側に敬愛たかお保育園と八王子市東浅川保育福祉センター、さらにその東側に市立陵南中学校がございます。また、計画地の西側には市立東浅川小学校が隣接してございます。また、計画地の南側、これは濃くしま模様で塗ってある部分になりますけれども、ここに新しい商業地が現在建設中でございます。

12ページをご覧ください。こちらが計画地周辺の航空写真でございます。ちょうど新しい商業施設ですが、京王高尾線と書いてある南側、今、空き地になっている部分、こちらで今工事が進んでございます。

14ページが完成のイメージ図でございます。

15ページ、図6.2-5建物配置図をご覧ください。計画地への車両の出入りですが、八王子幹線1級9号に2カ所ございます。また、計画地の北側、市道浅川24号線に1カ所出入口をつくっ

てございます。また、現在、計画地の北側にマンションが建設中でございます。さらに、北東側、こちらは敬愛たかお保育園を取り囲むような形になるのですが、分譲住宅が現在建設中でございます。さらに、市道浅川18号線を挟みまして、八王子市東浅川保健福祉センターがございます。

それと、ちょっと見にくいのですが、計画地の東側のところにピンク色の線があるのですが、これが当初なかったのですけれども、八王子との協議によりまして、一応歩道をつくるということになってございます。

29ページ、工事工程をご覧ください。表6.3-1が工事工程表になりますが、工期は15ヶ月間を予定してございます。それと、下の（参考）になりますが、隣接するマンションと戸建住宅の工事期間ですけれども、マンションの完成が平成28年末の予定でございます。また、住宅が平成27年末に完成ということで、マンションの建設と本商業施設の建設の工事が一部重なる状況でございます。

続きまして、33ページ、工事用車両の走行経路をご覧ください。出入口ですが、工事用車両につきましても先ほどと同じですけれども、計画地北側、市道浅川24号線のほうに1カ所、それと南側、八王子幹線1級9号に2カ所ございます。水色の線が入庫経路、赤が出庫経路でございます。

計画地南側の出口、こちらは八王子幹線1級9号線でございますが、こちらへの出方ですけれども、左折しまして八王子幹線1級9号、こちらを東のほうへ向かう経路だけを採用してございます。

計画地北側の出口ですけれども、こちらにつきましましては、出てくる車道ですが、市道浅川18号線と八王子幹線1級9号との交差点を右折しまして、八王子幹線1級9号を西へ移動しまして、町田街道、さらに国道20号へ至るというルートでございます。北側から出ました車両につきましましては、市道浅川18号線と八王子幹線1級9号との交差点を左折することはなく、必ず右折をするというルートでございます。

続きまして、37ページをご覧ください。近隣商業施設との関連車両との関係になりますが、赤線が計画地への入出庫の経路でございます。青い線が近隣商業施設への経路。こちらの近隣商業施設ですが、平成27年10月ごろオープンを予定してございます。こちらのルートですけれども、ほぼ重なる状況でございます。こちらにつきましましては、現在、警視庁と八王子市とどのような対策にするか現在協議中でございます。

46ページをご覧ください。環境影響要因の環境影響評価の項目との関係でございます。○



がついている部分が環境影響評価を行う項目でございます。

47ページから48ページ、これが選定した項目とその理由でございます。

47ページをご覧ください。大気汚染についてですが、環境影響評価調査計画書からちょっと変わっている部分がありまして、5行目の部分になりますが、「調査計画書で示した熱源施設の稼働については、事業の具体化に伴い、当初想定していたコージェネレーションを設置しないこととしたため、熱源設備の稼働に伴う大気質を環境影響評価項目として選定しないこととした」ということで、ここが変わってございます。

騒音・振動も同様で、コージェネレーションをやめましたので、低周波音を環境影響評価項目として選定しないとしてございます。

なお、施設の稼働後につきましては、一般の騒音のみ、こちらを行う予定でございます。

また、生物・生態系についてですが、こちらは近隣で猛禽類の生息が確認されてございます。また、計画地は現在空き地になっているのですが、こちらが猛禽類の採餌場として利用されていることが確認されてございます。そのため、現地調査においてこの計画地で工事が始まってから猛禽類が採餌するとは思えないのですけれども、そのようなところを念のためということで環境影響評価項目として選定してございます。

48ページをご覧ください。自然との触れ合い活動の場でございますが、計画地周辺は自然との触れ合い活動の場としまして各種公園がございます。こちらの公園につきましては、高尾駅からの利用者が結構おりますので、その際、工事用車両、関連車両が利用経路に与える影響があるということから、環境影響評価項目として選定してございます。

49ページ、表7.2-1の(1)が選定しなかった理由でございます。49ページをご覧ください。

土壌汚染についてです。こちらの計画地ですが、以前、半導体の製造工場として使用されてございました。操業終了時に環境確保条例及び土壌汚染対策法に基づきまして、土壌汚染調査が実施されてございます。こちらにつきましては、資料編の155ページに結果等が記載されてございます。トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、これらの土壌汚染が確認されております。その後、汚染された土壌につきましては、全量が掘削除去されて、現在は対策が完了してございます。以上のことから、土壌汚染につきましては環境影響評価項目として選定してございます。

その他の項目につきましては、49ページ、50ページに記載のとおりです。概要については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。今、御説明いただいた概要について、何か御

質問等があれば承ります。第一部会で御審議いただきますが、第二部会だけに所属されている委員の皆様はもう答申の段階まで御質問等をいただく機会がございませんので、もし何かありましたら、今、承りたいと思います。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 最後、土壤汚染について御説明があったわけですが、ここではトリクレン、テトラなどの分解物のジクロロエチレンなども分析し、検出されなかったということなのか、現在環境省のほうでは、まだ基準化はしておりませんが、この処理の最終段階の塩ビモノマーも基準化されていくということもあつたり、もう既に地下水では塩ビモノマーが基準に入っているわけですが、こういった周辺に地下水汚染というのは調査した事例があるのかどうか。ここで調べた項目は既になくても、万が一そういった分解物が残っていて、周辺の地下水汚染を引き起こすということはないのか、調べているかどうか、お分かりでしたら教えていただければと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 こちらですが、資料編の155ページをご覧くださいなのですが、調査年月についてですが、これは2つの地域に分けてしているのですが、1つの地域が平成27年3月、もう一つが平成25年6月に土壤汚染調査を行っております。この時点での法律に基づく調査ということですので、それ以外の物質については特に報告はいたしておりません。やっていたら多分報告はあると思うのですが、入っていないのかと。ただ、今後につきましては、法律が変われば、その時点でその法律に基づいて汚染物質については事後調査等で追いかけていくというふうに考えてございます。

○片谷審議会会長 よろしいですか。

○佐々木委員 そうですね。事後調査でしっかりと、あと除染によって周辺の方に御心配というのはないと思うのですが、万が一、分解物として残っていて、周辺の地下水汚染があるということが懸念されたものですから、その辺、事後調査でよろしく願います。

○片谷審議会会長 資料編の157ページを見ますと、対策として全量掘削除去で搬入土で埋め戻しをしたということになっておりますから、少なくとも表層にも含まれていたとしても、それは除去はされているはずですが、多分今の佐々木委員の御指摘は、さらに下の地下水等まで浸透している可能性がなきにしもあらずであるから、事後の確認も必要であろうという御指摘かと思っておりますので、今後の第一部会での審議の過程でも議論が出てくるかもしれませんが、事務局で意識をしておいていただくようお願いいたします。

では、ほかの御質問や御意見を承ります。藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 同じく土壤汚染ですが、今の資料編の157ページを見ても、どのエリアな

のかということと、全量という量がどのくらいなのかというのが分からないので、ざっと評価書案を見たところ、建設発生土を場外には搬出しない、中でバランスをとるという計画にはなっているのですが、エリアによっては取りきったつもりでも残っているということがままありますので、第一部会のほうで、量であるとか、エリアをよく確認していただいた上で、エリアの中だとしても、例えば掘った土を表層土壌に埋め戻しで使うような場合には、十分なフェールセーフな形で土の確認がとれるかどうかを御検討いただければと思います。

○片谷審議会会長 事務局は何かございますか。

○佐藤アセスメント担当課長 その点につきましては、事務局のほうから事業者のほうに明確に伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 あと、第一部会所属で今日御欠席の委員もいらっしゃるので、そういった指摘がこの総会の場で出たということに関連する委員には伝えておいていただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。町田部会長、お願いします。

○町田第一部会長 工事用車両の走行経路についてですが、33ページ、先ほど御説明いただきましたけれども、北側の市道浅川24号線に出庫する場合右折するということになっていすけれども、これは24号線を通る一般車両の妨げにはならないのでしょうか。そこで交通渋滞等が起こると、いろいろ騒音等の問題が出てくるかと思うのですが、いかがでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 まず、24号線につきましては、ここはすごい細い道になっておりまして、現在余り交通量がございません。ですので、ここは逆に工事用車両の負荷が相当ふえるということが想定されます。本来であれば、基本的に左折中心の交通ルート进行を想定するのですが、ここにつきましては八王子幹線1級9号線の東方への負荷、それとどうしても一般国道20号線に抜ける道がないということで、基本的に国道20号線に抜ける工事用車両につきましては、北側から出て八王子幹線1級9号を右折して抜けるというルートしかない。

現地を見てみたのですが、まず中央線がありますので、中央線を渡る踏切が限定される。さらに近隣の踏切ですが、大型車両が通行できないような踏切が多くなっているということで、現在国道20号線に抜けるにはこのルートしかないのかなと考えてございます。

○町田第一部会長 分かりました。

○片谷審議会会長 西側に小学校があるというのも多分理由の一つですね。ほかに何かありますでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 基本的なところですが、計画段階の話かもしれないのですが、12ページ

の航空写真で、既存の建物か結構あるような図ですけれども、これは現況図ということなのか。その背景には、既存の建物の解体とかが入ってくるのかとか、そのあたりに絡んでくると思いますので、そのあたりを確認させていただけますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 12ページの航空写真をご覧いただきたいのですが、凡例の下のところ、注釈をご覧いただきたいのですが、「以前工場があった所は、現在は更地となっている」ということで、現在更地になっております。ということで、土壤汚染対策も終了している。

12ページをご覧いただきたいのですが、赤線の東側の外側の建物については現存する工場ということで、これは現在まだ残ってございます。赤枠でくくってある中の工場につきましては、全部更地となってございます。

○片谷審議会会長 この工場が半導体工場だったので、土壤汚染対策に配慮が必要であるということですね。ただ、建物自体の除却は既に済んでいるので、これはアセスの対象外ということですね。

では、特にほかに御発言がございませんようですので、この案件につきましては審議を第一部会でよろしくお願いいたします。

続きまして、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 受理関係について御報告いたします。本日の資料の9ページ、資料4をご覧ください。環境影響評価書案が1件、環境影響評価書1件、事後調査報告書6件を受理してございます。

それでは、受理報告につきまして担当から御説明させていただきます。

まず最初、本日の資料の10ページをご覧ください。「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)」環境影響評価書案審査意見書と評価書との関連についての御説明をいたします。

まず、大気汚染について。「1 工事の施行中及び工事の完了後の予測において、車種別排出係数などの予測条件等を設定した根拠が不明確なものもあることから、これらを選択した理由について、その特徴を示すなどして明らかにするとともに、必要に応じて見直しを検討すること」という意見でございます。

こちらの薄黄緑色の冊子がY3の評価書でございます。125ページをご覧ください。(c)車種別排出量の設定ということで、今回、根拠として選択しておりますのが国土技術政策総合研究所の資料、第671号ですが、こちらを採用してございます。

この採用した理由ですけれども、こちらの湾岸部につきましては都心部より比較的渋滞の少ない臨海道路の道路条件に近いモードということで、こちらの国土技術政策総合研究所のデータを用いてございます。

下の表8.1-41をご覧くださいなのですが、平均走行速度のところ、予測地点1が57km/h、予測地点3が49km/h、予測地点4につきましては62km/hということで、結構速度が早くなっております。どうしても、東京都の調査データですと、渋滞が多くなっておりますので、この平均速度からかけ離れているということで、今回、国のデータを使ったというのが根拠でございます。

続きまして、評価書の128ページをご覧ください。利用船舶についてですけれども、窒素酸化物総量規制マニュアルですが、評価書案のときには平成12年版を採用していたのですが、今回最新版に変えるということで、より新しいものに変えてございます。

続きまして、本日の資料の10ページにお戻りください。大気汚染の2つ目でございます。工事の施行中及び工事の完了後の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高いことから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討することという1件でございます。

こちらについてですが、評価書の146ページ、147ページをご覧ください。今回新たに追加しました項目として、まず「工事の施行中」ですけれども、黒点の5個目をご覧ください。このところより明確にする表記しまして、最新規制適合車の使用に努め、整備・点検を徹底的に実施するというのが追加されてございます。また、追加された項目としまして、「工事の施行中」の下から2つ目の黒点になりますが、工事用船舶及び工事用車両については、計画的、効率的な運行に努めるというのが追加されてございます。

また、「工事の完了後」、利用車両につきましては、上から5つ目の黒点ですが、利用車両については、最新規制適合車の使用、定期的な整備・点検の実施等を働きかけるというのが環境保全措置として追加されてございます。

また、147ページをご覧ください。利用船舶について、船舶から排出される窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び硫黄酸化物に関する最新の動向を踏まえつつ、関係機関と連携しながら適切に利用者等に周知し、対応等の働きかけを行うということで、利用者に対する働きかけを徹底するというのが項目として追加されてございます。

本日の資料10ページにお戻りください。続きまして、騒音・振動についてです。工事用車両及び利用車両の走行に伴う道路交通騒音について、騒音レベルの増分はわずかであるため

影響は小さいとしているが、計画地周辺の道路交通騒音は現状でも多くの地点で環境基準を超えていることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、道路交通騒音による環境負荷の低減に努めることという意見でございます。

これにつきましては、評価書の180ページをご覧ください。環境保全措置としまして追加されている項目ですが、「工事の施行中」のところをご覧ください。真ん中の段落のところですが、このほかの後ですけれども、環境保全措置の一層の推進のため、上記の保全措置の実施を工事関係者へ周知徹底すると。評価書案の段階で環境保全措置を結構充実して書いておりましたので、なかなか追加が見つからなかったということで、工事関係者への周知徹底を図るというのが追加されてございます。

また、その下、3行目ですが、「なお」の後にありますけれども、現況の調査結果においても評価の指標を満足しない地点がみられることから、環境保全措置の一層の推進と併せ、事後調査における状況把握を行い、必要に応じて更なる環境保全措置の実施を検討するというので、事後調査の結果を踏まえまして、更なる対策が必要な場合にはそれを行っていくというのが追加されてございます。

「工事の完了後」についても同様の内容が追加されてございます。

続きまして、本日の資料10ページにお戻りください。水質汚濁についてです。工事の施行中における解析による濁り(SS)の予測は、グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率など、前提条件による予測の不確実性が想定される。このことから、事後調査を確実かつ適切に行い、その結果によっては、必要に応じて新たな汚濁防止対策をとることという意見でございます。

こちらにつきましては、評価書の284ページをご覧ください。「環境保全のための措置」のところですが、2つ目の黒点です。グラブ浚渫船のSS発生原単位や汚濁防止膜等によるSS除去率等、前提条件による予測の不確実性が想定されることから、工事の施行中における事後調査を行い、予測結果を検証するとともに、事業の実施による著しい影響が認められた場合には、更なる環境保全のための措置を検討するというのが新たに加わってございます。

続きまして、本日の資料の11ページをご覧ください。生物・生態系についてです。船舶からのバラスト水による生物・生態系への影響が考えられることから、これを防止するための環境保全措置について、「船舶バラスト水規制管理条約」の発効及び「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の改正等の動向も踏まえ、記述することという意見でございます。

これにつきましては、評価書の348ページをご覧ください。環境保全の措置としまして、下か

ら9行目から新たに文章が加えられてございます。こちらのところに船舶バラスト水規制管理条約についての説明、それと今後の対策ということで、下から3行目からになりますが、海洋環境保全の観点から、船舶からの有害なバラスト水の排出禁止や処理設備の設置義務付け等の措置を講じるということについて定めているということで、この辺を事業者に徹底するというのが今回追加されてございます。

こちらのバラスト水についてですが、意見としましては、生物・生態系への意見をつけているのですけれども、この意見をつけたときの総会で、実は水質汚濁についても影響があるのではないかとということで意見がついてございます。

先ほどのページになりますけれども、284ページをご覧ください。(2)「工事の完了後」についてですけれども、こちらにつきましても生物・生態系と同じような意見が追加されてございます。

バラスト水につきましては、細菌の基準がございまして、細菌による海水の汚染、それとまたバラスト水を処理するために化学物質等を用いることもございまして、化学物質等の汚染の可能性もありますので、水質汚濁につきましてもバラスト水に関するものを追加してございます。

本日の資料11ページにお戻りください。廃棄物についてです。建設廃棄物及び建設発生土について再資源化等を図るとしているが、それらの再資源化率等について具体的に示されていないことから、「東京都建設リサイクル推進計画」における目標値を踏まえ再資源化率等を設定することということでございます。これにつきましては、数値が全然記載されておりませんでした。

評価書の392ページをご覧ください。「建設廃棄物の状況」のところですが、今回、下から5行目のところをご覧いただきたいのですが、これらの再資源化・縮減により「東京都建設リサイクル推進計画」における再資源化・縮減率の目標95%を達成するよう努めるということで、一応目標値を設定してございます。

同様に、「イ. 建設発生土の状況」についても、こちらの上から6行目になりますけれども、有効利用率の目標値92%を達成するよう努めるということで、いずれについても数値目標を入れてございます。

Y3につきましてはの審査意見と評価書との比較については以上でございます。

○片谷審議会会長 では、今、報告していただきましたY3の環境影響評価書について、何か質問もしくは追加的な御意見等の御発言がありましたら承ります。特に評価書案の段階で意

見を出していただいた御担当の委員から、この評価書の記載内容でよしとしてよろしいかどうかですね。評価書ですので正式に審議するというプロセスではないのですが、今後事業者にも事務局から伝えていただくことは可能ですので、もし何か御意見等があれば承ります。よろしいでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 この事業に対して直ちにという意味ではないのですが、評価書129ページの表8.1-45で、利用船舶の燃料消費量が、船舶はA重油を使うということもございまして、どうしても停泊中にかなりのA重油を消費します。今回のこの一例ではないですが、将来的に停泊中は陸のほうから電気をとるとか、そういったような形で、環境基準、二酸化窒素は0.05ppmくらいで、ゾーン内ということではあるのですが、どうしても0.05ppmは超えている数値ですので、そういう方向をこの事業者に限らず進めていただければと思います。

事務局、どうぞ。

○佐藤アセスメント担当課長 今回の佐々木委員の御意見ですが、実はこの評価書案をつくる段階で、やはり停泊中の船はどうするのですかと。理想的には陸上から電気を引っ張って、エンジンをとめてということは可能ではないかという話はしたのですが、受ける船側の態勢がまずとれていないということで、現時点ではエンジンをとめることは難しいと聞いております。

ただ、事業者としてもその辺のところを何も考えてないわけではなく、多分今後利用者等への働きかけ等を行いながら、やはりとまっているときのエンジンを回すというのは結構半端ではありませんので、それについては事業者のほうも一応考慮はしていると聞いております。

○片谷審議会会長 そうですね。停泊中でも結構な量ですので。むしろ、停泊中の量が入出港よりも1桁多いような状況ですから、ここを減らせればかなりの負荷削減になるということなので、これはアセスだけでなく、多分環境局の中での大気汚染防止の担当部署の所管にもかかわることかと思っておりますので、削減に努めていただくような方向で進めていただければというのは私からも要望しておきたいと思っております。

ほかはいかがでしょうか。

では、特に御発言がございませんので、続けて受理関係の報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の12ページをご覧ください。事後調査報告書について御報告させていただきます。



まず、1件目が、12ページ、「東雲地区開発事業」でございます。お手元の黄土色というか、黄色みたいな色、こちらの6ページをご覧くださいと思います。真ん中の網かけの部分が計画地でございます、国道357号線のやや北側、晴海通り沿いに主にマンション、住宅をたくさん建てるという事業になってございます。隣の7ページに、A棟、B棟、C棟と配置図がございます。こういった主に住宅を建てる事業ということで、本日の資料の12ページにまたお戻りいただきまして、事業の種類は住宅団地の新設、高層建築物の新築でございます。

規模としましては、敷地面積が約15万1,400㎡。

延床面積が、約66万9,961㎡。

棟数は14棟。

最高高さは約180m。

主要用途は、主に住宅でございます、そのほかにも商業、業務、駐車場となっております。

建設戸数は5,479戸。

工事期間は、平成12年度から平成25年度ということで、全て供用しておりまして、できたものから順に供用したということで、供用年度は平成15年度から平成25年度でございます。

事後調査の区分は、工事の完了後。

調査項目は、記載の大気汚染、騒音、振動、日照障害、電波障害、風害、景観の7項目でございます。

それでは、調査結果ということで、「1 大気汚染」です。開発交通からの排ガスによる大気質の変化の程度ということで、まず一酸化炭素の期間平均値は予測結果の年平均値を下回り、日平均値の最高値につきましても予測結果の年間2%除外値を下回ってございます。二酸化窒素につきましても、同様に、期間平均値、それから日平均値の最高値ともに予測結果を下回るという状況になってございます。

下回った要因としては、周辺の道路がかなりたくさん道路網ができているということもあって、予測よりも通過交通量が少なかったこと、またバックグラウンド濃度が小さくなったことが考えられるとしてございます。

駐車場からの排気ガス及び冷暖房施設からの排出ガスによる大気質の変化の程度ということで、こちらでも二酸化窒素の期間平均値は予測結果の年平均値を下回り、日平均値の最高値は予測結果の年間98%値を下回ったとしてございます。

こちらは、予測結果を下回った要因としては、駐車場に出入りする交通量が減ったことや、

冷暖房施設からの排ガスが予測条件よりも少なかったこと、バックグラウンド濃度が小さくなったことなどが考えられるとしてございます。

続きまして、「騒音」ですけれども、開発交通による道路交通騒音レベルということで、こちらは昼間55dB～69dB、夜間49dB～66dBということで、全ての地点で予測結果を下回ってございます。また、昼間は全地点で環境基準を下回りましたが、夜間は地点Aで環境基準を上回ってございます。

予測を下回った要因としましては、大気と同様でございまして、通過交通量が予測時より少なかったことが考えられる。それから、地点Aにつきましては、評価書の現況調査時におきましても、昼間、夜間ともに環境基準を上回っておりまして、予測よりも今回さらに下回ったということで、環境としてはいい方向に向かっているのかなというところでございます。

続きまして、13ページ、「3 振動」。開発交通による道路交通振動レベルでございます。こちらは昼間38dB～49dB、夜間35dB～45dBで、予測結果を下回り、全ての地点で規制基準を下回ってございます。

下回った要因としましては、騒音と同じく、通過交通量の減少でございます。

「4 日照障害」。冬至日における景観建築物による日影の範囲及び程度ですけれども、こちらは予測結果と同程度であったということで、資料の73ページに等時間日影図がございすけれども、計画どおりこういった建物を建てまして、日影の規制地域には規制時間を超えて日影を及ぼしていないという状況でございます。

それから、主要な地点における日影の状況の変化の程度でございます。冬至日における日影の状況の事後調査結果は、こちらは78ページ～80ページにございます。こちらは天空写真がございすけれども、計画建物による日影が計画建物の前に新たな建物がつくられたということで、78ページにおいては計画建物の日影が生じなくなった。ほかの2地点は、予測結果よりも短かったということで、こちらは予測においては計画建物の高さを一番高い高さで予測していたのですけれども、実際は凹凸がありまして低くなったということで、短くなったということでございます。

それから、本日の資料13ページ、「5 電波障害」。計画建物によるテレビ電波の遮へい障害及び反射障害が及ぶ地域の範囲ということで、こちらは平成12年の評価書ということで、やや古いものなので、評価書の予測時はアナログ放送でございました。実際、今回事後調査をやったときはスカイツリーからのデジタル放送になっておりまして、こちらが東京タワーからスカイツリーに移行した平成25年5月31日時点では本事業の計画建物は全て建っており

ましたので、これに伴う電波障害の対応につきましては、送信者側の責任で適切な対応が図れたということでございます。

なお、スカイツリーに移行する間までのデジタル、それからアナログ時におきましても、計画建物に起因する電波障害については、共同受信施設を設置するなど、全て適切な対応を図ったとしてございます。

それから、「6 風害」でございます。計画建物による計画地周辺の風環境の変化の程度。こちらは事後調査結果につきましては、住宅地の商店街、野外レストランの用途に対応するランク1及び住宅街、公園の用途に対応するランク2ということで、本日の資料の92ページに予測結果との比較がございますけれども、こちらにつきましては予測結果と同じランクに収まったということでございます。苦情につきましても特にございません。

それから、「7 景観」でございます。地域景観の特性の変化の程度。計画地周辺の地域景観につきましては、事業実施前に比べて大規模な住宅、商業施設、業務施設等の新築が多く見られ、地域景観の変化が見られる。計画地周辺には高層建物が建設され、計画建物群もこの高層住宅が建ち並ぶ景観の一面を担うという、こういった予測結果と事後調査結果は同程度でございました。

それから、代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度ということで、96ページ以降にフォトモンタージュがございますけれども、こちらはもともと眺望されると予測された計画建物が周辺に同様の高層建築物が建っておりますので、一部見えない地点が数地点ございましたけれども、眺望の変化の程度としましては、予測結果とほぼ同程度の事後調査結果となっております。

最後に、圧迫感の変化の程度でございますけれども、こちらは106ページ、107ページに形態率の図がございますけれども、計画建物による形態率につきましては予測結果を下回ったという状況でございます。こちらの要因としましては、計画建物の手前に新たな建物が建ったこと、それから先ほどの日影と同じですけれども、最高の高さで予測していたのですけれども、実際は凹凸がございますので、低くなった分、形態率が下がったということでございます。

最後、苦情の有無でございますけれども、苦情につきましてはなしということでございます。

それでは、本日の資料の14ページをご覧ください。「豊田南土地区画整理事業」でございます。こちらは事後調査報告書、こちらの4ページをご覧ください。A3の折り込みの資料にな

っております。土地区画整理事業位置図ということで、こちらの赤いところが計画地ですが、豊田駅の南東側に接する地域で、日野駅の南側です。東側には多摩動物公園などもありまして、こういった地域で区画整理を行う事業でございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、14ページです。こちらはかなり古い事業でございます、答申日は昭和60年となっております。

計画人口は8,700人。

区画整理面積としては、87.1haでございます。

事業期間は、昭和61年度から平成32年度の予定でございます。

事後調査の区分としましては、工事の施行中その3。

調査項目としましては、大気汚染、地形・地質、史跡・文化財でございます。

まず、「大気汚染」ですけれども、資材等の運搬及び整地工事中における大気質（浮遊粉じん・浮遊粒子状物質）ということで、浮遊粉じんの調査結果は0.02 mg/m<sup>3</sup>～0.099mg/m<sup>3</sup>。こちらは日平均値です。それから0.257mg/m<sup>3</sup>、1時間値の最大値でございました。

それから、浮遊粒子状物質につきましては、調査結果が0.01mg/m<sup>3</sup>～0.034mg/m<sup>3</sup>、こちらは日平均値です。それから、0.054 mg/m<sup>3</sup>が1時間値の最大値でございまして、こちらは環境基準を下回っております。

浮遊粉じんにつきましては、環境基準はございません。

なお、今回はあくまで、事後調査はピークのときに行うのですけれども、ちょっと古い案件ということもあって、ピークではなくて、途中で現況を把握するためにやるという事後調査計画になっているということで、参考として調査を実施したというものでございます。2番の地形・地質も同様でございます。

「2 地形・地質」。工事着手前における湧水の状況（流量及び水質）です。湧水箇所3地点について調査した結果、流量は0.0057m<sup>3</sup>/s～0.0265m<sup>3</sup>/s、pHは6.3～6.7、電気伝導率は178 μS/cm～232 μS/cm、透視度は全地点で30cm以上であったと。流量、pH及び透視度は過去の夏期における調査結果と同程度であり、電気伝導率は不圧地下水の一般的な範囲とほぼ同等の範囲であったとしてございます。

なお、今回の調査は、湧水涵養区域への整地工事着手前における現況を把握するために参考として調査を実施したものでございます。

「3 史跡・文化財」。文化財の移設状況及び周辺の状況ということで、市の指定史跡「豊田・堀之内耕地整理の碑」というのがございまして、こちらにつきましては、平成26年9月19

日に所在地から搬出しまして、計画区域内にある善生寺の境内に仮置きをしております。将来はもとの所在地に近い日野市立豊田小学校の敷地内または近隣の公園敷地内に移設する予定であることから、予測結果と同様に、事業による文化財への影響は低減されているとさせていただきます。

それから、埋蔵文化財の包蔵の状況ということで、工事が行われる埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法の規定に従って適切な発掘調査と記録保存を行っていることから、予測結果と同様に埋蔵文化財への影響は低減されているとさせていただきます。

本日の事後調査報告書の中に写真等がありまして、40ページに文化財の状況ということで、移設の状況が記載をしております。42ページ、43ページが埋蔵文化財の概要ということで、発掘されたものの概要が示されております。

それでは、本日の資料の14ページにお戻りいただきまして、苦情の有無ですけれども、大気汚染（土埃）に関し3件の苦情がありました。これにつきましては、速やかにシート等で養生をするとともに、作業員に対し粉じん配慮した作業の徹底を改めて指示し、その旨を苦情主に説明したことにより理解を得たとさせていただきます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料15ページをご覧ください。「第一石産運輸株式会社 檜原工場拡張事業」でございます。

事業の種類ですが、土石の採取でございます。

所在地ですが、西多摩郡檜原村本宿。

事業区域ですが、113万7,862㎡。このうち今回の拡張区域が53万105㎡でございます。

事業期間ですが、35年間。平成26年度から平成61年度を予定しております。そのうち土石の採取期間ですが、30年ということで、平成31年度から平成61年度を予定しております。

こちらの最初の5年間ですが、特に採石をせずに、重機等の通る道の整備に5年間充てることとさせていただきます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その1。

調査項目ですが、「生物・生態系（陸上植物、陸上動物）」となっております。

調査結果ですが、(1)陸上植物についてですけれども、事後調査結果の11ページをご覧ください。こちらの表1-2が今回の注目される種の状況ですが、評価書の段階では19種類あったのですが、そのうち移植する直前に調査しましたところ3種類、3番のオトギリソウ、種名がトモエソウ、それと5番のエビガライチゴ、12番、エンレイソウ、この3種類が確認されてございません。残りの16種類につきましては、残留緑地及び既採掘地域への移植を行ってござい

す。

移植の状況ですが、このうちの6番のシハイスミレですが、評価書で10株、事後調査（事前確認）で10株ということで、これを移植したのですが、こちらは1株だけが消失しております、残りの9株は何とか残っている。その他については、移植したものが全て残って、生育状況はおおむね良好な状態でした。

それと、注目される植物群落についてですけれども、事後調査報告書の30ページをご覧ください。A3の折り込みのページでございます。緑で塗ってある部分が残存するモミ群落ということで、こちらのモミ群落をふやすということで、このページの赤線でくくってある部分を間伐してございます。こちらは、現在、スギ等が生えているのですが、このスギ等を切りまして、ここにモミ群落を誘導するという形でございます。それと、事業区域内のオレンジのモミ群落ですが、こちらについては採石区域に入っているということで、伐採しまして、そのままなくなってしまうという状況でございます。

本日の資料の15ページにお戻りください。陸上動物についてですけれども、こちらは事前の林内踏査を実施したところ、クマタカの鳴き声を確認してございます。事後調査報告書の37ページ、こちらA3折り込みの図になりますけれども、こちらをご覧ください。ちょっと見にくいかもしれませんが、真ん中よりちょっと下のほうに青い点線で丸の部分があるのですが、こちらでクマタカの鳴き声を確認しているということで、周辺地域を踏査したのですけれども、クマタカは特に確認されてございません。また、近隣の植物の状況ですが、クマタカが営巣するには木が細過ぎるということで、多分クマタカの営巣はないという調査結果でございます。

こちらの事業につきましても苦情は特にございません。

続きまして、16ページをご覧ください。「（仮称）IKEA立川建設事業」の事後調査報告書でございます。

こちらですが、計画地が立川市緑町6番。

敷地面積、約2万6,000㎡。

延床面積が約92万500㎡。

駐車場の台数ですが、約1,450台でございます。

こちらですが、平成26年4月に供用開始されてございます。

事後調査の区分ですが、工事の完了後ということで、最後の報告でございます。

調査項目は記載のとおりでございます。

まず、「大気汚染」について。駐車場利用車両の走行に伴う二酸化窒素ですけれども、期間平均値が0.023ppmということで、予測結果を上回っておりますが、日平均値の最大値が0.029ppmということで、予測結果を下回っております。SPMにつきまして、こちらは期間平均値0.015mg/m<sup>3</sup>ということで、予測結果を下回っております。

(2) 関連車両の走行に伴う二酸化窒素の7日間平均値ですが、0.026ppm～0.032ppmということで、予測結果を上回っております。また、日平均値の最大値が0.036ppm～0.044ppmということで、こちらも予測結果を上回っております。

予測結果を上回った理由ですけれども、バックグラウンド濃度が予測時と比べまして、事後調査時が高かったことが原因と考えられます。

SPMにつきまして7日間平均値0.015mg/m<sup>3</sup>ということで、予測結果を下回っております。また、日平均値の最大値も予測結果を下回っております。

「2 騒音・振動」についてです。(1) 駐車場利用車両の走行に伴う等価騒音レベルですが、こちらが59dBということで、予測結果61.8dBを下回っております。

(2) 関連車両の走行に伴う道路交通騒音の調査結果ですが、昼間が59dB～64dB、夜間が52dB～60dBということで、予測結果と同程度か下回っております。道路交通振動の調査結果ですが、昼間が31dB～44dB、夜間が28dB～42dBということで、こちらも予測結果とほぼ同程度でございました。

(3) 冷却塔の稼働に伴う等価騒音レベルについてですけれども、こちらは56dBということで、予測結果（30dB未満）を上回っております。ただ、環境基準60dBを下回っております。上回った理由でございますけれども、こちらは前の道路交通騒音がなかなか除去し切れなかったということで、予測を上回っております。

17ページ、(4) 冷却塔の稼働に伴う低周波音の調査結果ですけれども、こちらにつきまして調査結果は47～56dBということで、予測結果42.6～50.6dBを上回っておりますけれども、評価の指標については全て下回っております。こちらも予測を上回った理由ですが、先ほどの冷却塔の稼働と同様で、やはり道路交通の影響が除去し切れずに、その影響によるものと考えてございます。

「3 水質汚濁」。こちらの施設ですが、地中熱利用施設を利用しております。そのために、地下水、地盤温度の変化について事後調査を行っております。まず、地中熱交換器直近の地点AにつきましてはG. L. -20mで17℃、G. L. -40m～-100mで約16℃ということで、これにつきましては稼働前とほぼ同じ温度を保っております。また、地中熱交換器の下流側の調

査結果ですけれども、G. L. -20mで2℃、G. L. -40mで約3℃、G. L. -50mで約4℃ほどの温度上昇が見られてございますが、夜間には稼働前とほぼ同様の状況に戻っておりまして、年間を通じてほぼ一定の状況であるという結果でございます。

「日影」につきましては、冬至日における日影となる最大時間は1.5時間程度ということで、予測結果と同様でございました。

「景観」についてですが、こちらについてはモノレールを基軸としました新たな市街地景観の創出を図るという予測でしたけれども、こちらについてもほぼ予測と同様の結果でございます。

「6 廃棄物」についてです。廃棄物の排出量ですが、合計1,112.64t/年で、予測結果を下回ってございます。下の表ですが、ちょっと見にくいのですが、種類のリサイクルと書いてあるところ、段ボールから廃油までありますが、こちらについては発生量の全てがリサイクルされてございます。ということで、リサイクル率は、リサイクル率の小計のところにあります。事後調査結果で85.5%ということで、予測結果86.4%を下回ってございます。下回った理由ですが、開店から半年程度、可燃ごみの発生が多かったということで、可燃ごみは焼却処分になっておりますから、これはリサイクル扱いにしておりませんので、この部分でリサイクル率が下がったと考えてございます。

18ページをご覧ください。「温室効果ガス」についてです。二酸化炭素排出量の調査結果ですが、1,840t-CO<sub>2</sub>/年ということで、予測結果を下回ってございます。

エネルギー消費量の調査結果ですが、電気につきまして465万2,717kWh/年、ガスが2万8,452m<sup>3</sup>/年ということで、予測結果を電気については下回ってございますが、ガスが予測を上回ってございます。このガスが予測を上回った理由ですけれども、事業開始後、電気とガスの運転バランス、これを予測時よりもガス寄りにシフトしたことによりガスの消費量が上がっているという結果でございます。

省エネルギー対策によります電力削減量の調査結果ですが、こちらは太陽光発電と地中熱施設利用を行っておりまして、いずれも予測結果を上回ってございます。

苦情については特にございません。

続きまして、19ページをご覧ください。「京王電鉄京王線（柴崎駅～西調布駅間）及び同相模原線（調布駅～京王多摩川駅間）連続立体交差事業」でございます。

こちらの事業ですが、鉄道の改良でございます。

こちらですが、事業期間が平成14年度～平成26年度ということで、こちらは平成24年度か



ら供用が開始されてございます。

事後調査の区分ですが、工事の施行中その10でございます。

調査項目、調査事項ですが、騒音、振動、地盤沈下及び地形・地質、水文環境、廃棄物で  
ございます。

「騒音」についてですけれども、建設作業騒音は59dB～79dBということで、一部の地点で  
予測を上回ってございますが、全ての地点で環境確保条例の勧告基準を下回ってございます。

京王電鉄の事後調査報告書の14ページをご覧ください。こちらが工事の調査位置図になり  
ますけれども、見ていただきますと、線路の脇のところ、点線ということで網状の柵になっ  
ておりまして、仮囲い等が撤去されてございます。15ページにつきましても同様というこ  
とで、やはり敷均し等の工事の関係上、仮囲いをどうしても撤去せざるを得なかったというこ  
とで、騒音については予測を上回ってございます。

「2 振動」についてです。建設作業振動につきましては41dB～68dBということで、こちら  
も一部の地域で予測（54dB～66dB）を上回ってございます。こちらは予測を上回っている理  
由ですけれども、施工範囲が狭く、当初予定していた建設機械を使用することができなかつ  
たということで、ランマー等を使ったために振動が大きくなったという結果でございます。

「3 地盤沈下及び地形・地質」についてですけれども、地盤の変化量ですが、掘削工事区  
間につきましては-1mm～+2mm、シールド工事区間につきましては-6mm～+10mmというこ  
とで、変化量は小さく、周辺に影響を及ぼすような地盤沈下は生じてございません。

「4 水文環境」。第一帯水層につきましては、事業前の年間水位変動の幅に収まっている  
ことから、工事による影響はないと考えてございます。

第二帯水層についてですけれども、こちら京王電鉄の事後調査報告書の63ページをご覧  
ください。こちらA3のページが折り込んでございますけれども、下のほうの折れ線グラフ  
の黒い線がB-4、青い線がB-5"でございます。この2地点につきまして、今回の調査期間中  
で水位が上昇していることが確認されてございます。

ただ、こちらの水位の上昇ですが、63ページをご覧いただきたいのですが、前回の調査時、  
2012年当時の水位まではまだ行っていない。さらに今回少し減少傾向があるのかなというこ  
とで、こちらにつきましては直接的な原因がまだ判明しておりませんので、引き続き調査を  
しながら動向を確認していくというふうにしてございます。

続きまして、本日の資料19ページにお戻りください。「廃棄物」についてですけれども、  
こちらは表しか入っていないのですけれども、こちらについて御説明いたします。こちらで

すが、基本的にレール、マクラギ、バラスト等、全てにつきまして再資源化率（有効利用率）100%となっております。レールにつきましては基本的に再利用する。ただ、再利用が難しいもの、油汚れがひどいもの等につきましては、スクラップ鋼材として有償売却してございます。マクラギにつきまして、木のマクラギとかコンクリートのマクラギについてですが、こちららも譲渡または再利用ということでございます。

今回、コンクリートとアスファルト、鉄骨、こちらの発生量が予測結果と比べまして、累計で多くなっております。この理由ですけれども、今回、これはシールド工法をやっているのですが、シールド工法の際の土台等を撤去したときのその分が予測を上回っていたということで、コンクリートと鉄骨がふえてございます。またアスファルトにつきましては、当初予定していなかったアスファルトの敷き直しを行ったために、アスファルトの発生量が多くなっております。

苦情の有無ですが、水文環境につきまして、庭の水が枯れてしまったという苦情があったのですけれども、因果関係等が特定できないということで、苦情者の方に御説明して、理解を得ております。

続きまして、20ページをご覧ください。「（仮称）環二再開発（Ⅲ街区：虎ノ門街区）建設事業」でございます。

こちらの事業の種類ですが、高層建築物の新築でございます。

計画地ですが、港区虎ノ門一丁目23番ほかでございます。

こちらについては、建物の最高高さが255.5m。

主要用途ですが、住宅、商業、業務、文化・交流ということで、駐車場の台数が約544台。

こちらは、工事期間が平成23年度～平成26年度。

供用開始年度ですが、平成26年度でございます。

事後調査の区分ですが、工事の施工中その4。

調査項目ですが、地盤と水循環でございます。

「1 地盤」についてですけれども、こちらは環二の事後調査報告書の9ページの図、それと10ページの表を両方見ていただければと思います。まず、9ページの図を見ていただきたいのですけれども、今回、掘削工事に伴う鉛直変位の変動量ですけれども、施工区域の境界線、こちらの4側線、赤で書いてある部分が施工区域の側線になります。こちらが-8mm～+11mm、民地側の5側線がブルーの線でございますけれども、こちらが-7mm～+6mmの範囲で推移してございます。予測どおり、地盤沈下と地盤の変形はほとんどないと考えてございます。

「2 水循環」についてですけれども、本事後調査につきましては平成25年10月から平成27年3月までの期間についてでございます。こちらについてですが、22ページの図をご覧ください。計画地の北側と南側の2地点で測定をしてございます。計画地北側の被圧地下水の水位ですけれども、A. P. -1.9m～+0.1m、変動幅が2.0m。不圧地下水位はA. P. +2.0m～+4.0mということで、変動幅3.8mの範囲で推移してございます。計画地南側、こちらですが、被圧地下水がA. P. +1.1m～+4.0m、変動幅2.9m、不圧地下水位がA. P. +1.1m～+4.0mということで、これは変動幅2.9mということで、大幅な変動は確認されてございません。

こちらですが、掘削自体は平成25年3月で終わりました、平成25年10月までディープウェルの工法を採用していたのですが、その後行ってございません。

今回の調査期間中の結果ですが、前回のその3の調査結果と比べますと、北側、南側、いずれにつきましても、水位が現況に近づいている状況でございます。

また、今回の調査結果から、地下水につきましては地下構造物の周辺を廻り込んでいるということで、特に地下構造物の影響はないと考えてございます。引き続き、地下水については変動を観察していく予定でございます。

苦情については特にございません。

事後調査報告については以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。事後調査については6件通して御説明いただきましたが、一括して御質問等、あるいは御意見をお受けしたいと思います。特に順番は定めませんので、御発言をいただく際はどの案件の事後調査報告に対する御意見、御質問であるかを最初におっしゃっていただいて御発言いただくようお願いいたします。

では、承ります。藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 豊田南土地区画整理事業です。本日の資料は14ページになるかと思えます。基本的なことをお伺いして恐縮ですが、今回の事後調査報告書は工事の施行中その3ということですが、事後調査報告書の一番最後の68ページの事後調査の進捗状況を見ると、その2は13年前の平成14年度になっていて、この間何もないのですけれども、この間は何をしていたのでしょうかということと、本日の資料の14ページに大気汚染に関して3件の苦情があったというのは、いつからいつまでの間の3件なのかという点をまず教えていただけますでしょうか。

○片谷審議会会長 事務局、お願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、昭和60年の案件ということで、かなり古い案件でありまして、当時の事後調査計画でこうい

う計画になっていたというのと、区画整理なので非常に小さいところの工事をやっていくので、ピークがあらわれる時期というのが、今回の68ページで言うと、大気だと平成27年度になるので、あとは平成8年度でもやっておりますけれども、そういうこともあって、ちょうどこの間の期間はなかなかピークがあらわれなかったのが、ちょっとあいてしまったということで、これからは工事の施行中その4、完了後と続いていきますので、とりあえず説明としては、これだけあいてしまったというのは当時の計画でそうになっていたというのが一つございます。

それから、苦情につきましては、事後調査報告書の21ページにございまして、こちらは平成23年の4月に1件と7月に2件ということで、事業者から聞いているのは、かなり風の強い日だったということで、平成23年に3件ということで集中して起きているような状況になっておりますけれども、その平成23年以降はしっかり対策をとって、その後は苦情は発生していないということは伺っておりますので、今後しっかりやってくださいということで伝えているところではございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 では、13年間分の事後調査報告書ということで理解しました。

それで、68ページのように、事後調査の進捗状況がほかの事後調査報告書でも必ず添付をされているのですが、例えば今回ののは東京都としての受理は平成27年8月ですよ。68ページですと、その報告書が26年の冬に提出されたように書かれているので、資料として多分保存もされると思いますので、調査をしたのがいつで、向こうは提出ですけれども、東京都として受理したのがいつかをきちんと合うように、事後調査報告書の進捗管理については書かせたほうがよいのではないかと思います。

実は、同様の話が第一石産も、事後調査報告書の提出時期がその1について多分書いてないと思いますので、これは前がいつで今回がどれでというのが分かるように、各事業者に同じような書き方をしてもらったほうがありがたいので、よろしく御指導をお願いいたします。

○佐藤アセスメント担当課長 第一石産につきましては、50ページをご覧いただきたいのですが、工事の施行中その1ということで、平成23年の夏から秋の間のところでは報告という形になってございます。

○藤倉委員 では、表1-1は何なのですか。49ページとの関係がよく分からなかった。

○佐藤アセスメント担当課長 項目をちょっと見ていただきたいのですが、49ページ

につきまして、大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、地形・地質、水循環、こちらについてはその2からの報告になっている。50ページをご覧いただきたいのですが、その1につきましては、今日御報告いたしました、真ん中の生物・生態系の陸上植物、陸上動物だけです、50ページにはその1が出てくるのですが、49ページには該当する項目がないということで出てきていません。

以上です。

○藤倉委員 分かりました。

○片谷審議会会長 これは、事後調査を実施して、その後、報告書として取りまとめるための時間がかかりますから、調査実施時期と提出時期とは当然ずれるわけですね。ですから、そのずれが明確になるように記録として残しておいたほうがよいというのが藤倉委員の御指摘だと思いますので、これは事務局で、事業者に提出してもらう段階でそれを明記してもらえば一番確実にはっきりします、そのように指導していただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 京王電鉄の今日の資料の19ページの4番になるかと思うのですが、地下水位について、第二帯水層についてはと書いてあって、地下水位が上昇傾向を示しているが、現時点では影響は少ないと書いてあるのですが、資料のほうの63ページを拝見いたしますと、B-4あるいはB-5の地下水位が2007年度ぐらいから8m近く上昇している。これはかなり上昇してきているとデータからは見受けられて、今後も継続して観測を続けるというふうに書いてあるのですが、B-5”ですか、何かデータが切れたり出たりしているのですけれども、それで2013年の後半ぐらいからデータが消えているのですが、ここは重要なポイント地点だと思いますので、この後も観測を継続するような予定があるかということをお伺いしたいのと、この後も注意深く、ちょうど工事現場の地下水の上流側に当たる井戸ですので、工事の影響というのがないとも限らないので、注意深く観測をしていただきたいと思います。

○佐藤アセスメント担当課長 京王電鉄の事後調査報告書の63ページをご覧ください。今、杉田委員から御指摘がありましたけれども、ブルーの線、B-5”が2013年の何月ぐらいか、途中で切れております。これは工事の関係で井戸を別の場所に移すということで、実は今年度から再度新しい井戸を使って調査してございます。ということで、その間、ちょっとここは線が抜けてございます。

確かにこの2地点、B-5”につきましては何となく上がり傾向があるかなというのが分かっている部分ですが、やはり先ほども言いましたが、2012年ぐらいの水位まで結構上がってきて

いる。実は、この2012年のときにもちょっと原因が分からず、その後、工事は継続していたのですが、水位が下がってきたということで、直接的な工事の影響ではないかもしれない。ただ、引き続き調査していきますといったところ、今回また上がってしまったということで、こちらにつきましては原因が分からない部分がありますので、継続して調査していく予定でございます。

○片谷審議会会長 よろしいですか。では、ほかの御質問。小堀委員、お願いします。

○小堀委員 東京湾の国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）で、資料の11ページになるかと思いますが、生物・生態系の項目で、記載内容のほうですが、船舶バラスト水の管理条約の内容について記載をするとともに、環境保全措置について記述をします。その下のほうに同様の内容を水質汚濁の環境保全措置に追加をしたというので、本編の348ページのところに、国際条約に対応して、日本でも「有害水バラストに含まれる細菌及び細菌の数の基準を定める省令」というのが平成26年に成立をしていると書かれていますが、次の349ページのところにはこの具体的な内容が書かれていないのですね。ここは書かれているのは既に環境基準として制定されているもので、この新しいものについては具体的に一体どういう細菌や細菌数が基準になっているかという表をぜひ入れていただきたいと思っています。

これは多分、生活環境の基準については、細菌については大腸菌だけの基準があるのですが、海ですので、大腸菌というのはもともと人間や動物の体の中に生息している菌で、これ自体は無害です。川などでも使われてきてはいますが、これは有害な細菌の指標として使われているのですが、多分バラスト水のほうは病原細菌ですね。海洋で病原細菌というと、サルモネラとか、そういう食中毒を起こしたり、それ以外の病気、そういう細菌の指定かできたのではないかなと推定をされるのですが、そこら辺は一体どういうものが指定されて、どれぐらいの数が基準になっているかという表をぜひ追加をしていただければと思いました。

○佐藤アセスメント担当課長 評価書になっていますと、なかなか表の追加が難しいのかなと思うのですが、今、小堀委員から御指摘がありました細菌の基準ですけれども、病原性コレラが100ml当たり1コロニー、大腸菌は一般の海水浴場の基準と同じですが、100ml当たり250コロニー、それと腸球菌がやはり病原性のものになりますが、こちらが100ml当たり100コロニーという基準でございます。

こちらにつきましては、今後、水質汚濁、生物・生態系のところで事後調査等を行いますので、そちらの事後調査にはこの基準を確実に入れるようにいたします。

○片谷審議会会長 では、ほかにかがでしょうか。

○小堀委員 評価書ですから、事後評価で入れるのではなくて、今後検討することにしていただくわけにはいかないのですか。

○佐藤アセスメント担当課長 この評価書で完成版になりますので、評価書案ですと評価書に反映させられたのですが、これをつくり直すことはできませんので、申しわけありませんが、事後調査のときにはその基準が分からないと判断できませんので、確実に事後調査の中ではその基準を明記するようにいたします。

○片谷審議会会長 では、森川委員、どうぞ。

○森川委員 教えていただきたいのですけれども、事後調査の大気汚染の項目がいろいろ違いますよね。例えば、東雲地区開発事業ですと、ずっとCOだけとか、ほかのところは粒子状物質だけとか。これはどうしてそういうふうになっているか、ちょっと教えていただけますか。

○宇山アセスメント担当課長 豊田南土地区画整理事業のほうは、これは昭和60年で古いので、当時は浮遊粒子状物質とかではなくて、粉じんしか予測をしておりません。ただ、粉じんだと環境基準がないので、今回参考調査として粉じんと浮遊粒子状物質、環境基準がございますので、その調査をしたということで、本来はこれはちょっと古い案件なので粉じんだけということです。東雲地区開発事業につきましては、これもやや古い案件なのでCOということが載っておりますけれども、基本はCOも今はやっております。基本的にはNO<sub>2</sub>とSPMをやるということでございます。

○森川委員 では、東雲地区開発事業のほうでは、SPMとかを事後調査でやるということはないのですか。

○宇山アセスメント担当課長 やや古い案件で、今はもう必ずやっているのですけれども、当時事後調査計画をした段階はNO<sub>2</sub>をやるということになっているということでございます。最近の新しい案件ではやっているものもありますし、ただSPMだと、道路沿道については簡易法がないのでできない場合もございますけれども、公定法が置ける場所につきましてはやっているということでございます。

○森川委員 分かりました。

○片谷審議会会長 基本は、評価書案、評価書の段階で、予測評価したものが事後調査対象になるということで、それ以外、先ほどの粉じん以外にSPMを見ているというのは事業者が自主的にやっているということなので、もちろん自主的に追加して調査をしていただくのは大変歓迎すべきことではありますけれども、義務づける仕組みにはなっていないということで

す。

ほかはいかがでしょうか。

では、特にほかに御発言がないようでございますので、受理報告に関する審議はこれで終わりにさせていただきます。

その他ということで、事務局で用意されていることは何かありますか。

○佐藤アセスメント担当課長 特にございません。

○片谷審議会会長 では、特段委員の皆様から追加の御発言がなければ、これをもちまして本日の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

(傍聴者退室)

(午後0時00分閉会)